

令和6年11月29日

公益財団法人日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部  
管理課長 北浦 眞喜

日欧協定及び日英協定適用のホエイ（乳たんぱく質25%未満）に係る  
輸入数量に基づく品目別セーフガードの発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

関税暫定措置法施行令別表第1の40の項及び54の項に掲げる物品については、令和6年度の初日から令和6年10月末日までの輸入数量が日EU経済連携協定（以下「日欧協定」という。）及び日英包括的経済連携協定（以下「日英協定」という。）に定められた農産品セーフガード措置（以下「品目別SG」という。）の輸入基準数量を超えることとなったため、関税暫定措置法第7条の8第1項の規定に基づき、本年12月1日から令和7年3月31日までの間、品目別SGが発動されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

| 該当物品  | 統計品目番号      | 関税率の変更   |
|---|-------------|--|
| 日欧協定適用その他のホエイ※のうち<br>乳たんぱく質の含有量が乾燥状態<br>において全重量の25%未満のもの<br>及び<br>英国協定適用その他のホエイのうち<br>乳たんぱく質の含有量が乾燥状態に<br>おいて全重量の25%未満のもの | 0404.10-126 | (発動前)<br>14.5%+23.2 円/kg<br>↓<br>(発動後)<br><u>23.8%+45 円/Kg</u> |
|   | 0404.10-136 |  |
|   | 0404.10-146 |  |
|   | 0404.10-166 |  |
|   | 0404.10-176 |  |
|   | 0404.10-186 |  |

※ その他のホエイ（同表第24の項参照）

関税率表第0404.10号の1に掲げる物品のうち、機構輸入品、関税割当制度に関する政令別表第0404.10号の項で定める数量以内のもの、関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ、法第8条の6第1項の譲許の便益の適用を受けるもの及び法第9条第2項の譲許の便益の適用を受けるもの（第32条第2項第2号に掲げる物品に限る。）以外のもの

【NACCS用品目コードの使用】

本年12月1日以降、当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の8発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意願います。

また、本品目別SG発動期間中に蔵入承認を受け、同期間終了後に日欧協定又は日英協定税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、NACCS用品目コードは「その他のもの」を使用して、蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行ってください。詳細については、NACCS利用者向け掲示板をご参照ください。

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門  
(06-6576-3313) までお問い合わせください。